

刈谷労働基準監督署管内での労働災害が多発しています!

昨年(平成28年)、対前年比で1割も増加した当署管内(高浜・刈谷・碧南・知立・安城市)の労働災害の発生状況は、今年に入ってから増加傾向に歯止めがかかっておらず、8月末時点で昨年のペースをも上回る状況となっており、**非常事態**と言っても過言ではありません。**製造業以外の業種での災害が多くなっています**。あなたの職場では、**安全第一**が徹底されていますか？**生産第一**になっていませんか？

働くことによって生命が脅かされたり、心身の健康が損なわれたりすることがあってはなりません。

『災害ゼロは実現できる』との信念の下、事業者、労働者、すべての関係者が共通認識を持ち、経営トップは強いリーダーシップを発揮し、労働者は常に結果を考えた行動を実践することによって、組織として安全文化・健康文化を構築し、『**誰もが安心して、安全に、健康で働くことができる職場**』を実現しましょう。

「ユースエール認定企業 になりませんか？」

厚生労働省では、平成27年10月1日施行された「若者雇用促進法」により、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の優良な企業について、厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定企業」を募集しています。

詳しくは、愛知労働局職業安定課(052)219-5505または、ハローワーク刈谷求人企画部門(0566)21-5003までお問い合わせください。

税務署からのお知らせ

≪11月11日～17日は「税を考える週間」です≫

テーマ「くらしを支える税」

国税庁では、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、国税庁ホームページで、様々な情報を提供しています。

私たちのくらしを支える税について、ぜひこの機会に考えてみてください。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

「www.nta.go.jp」

国税庁



対応は大丈夫ですか？「無期転換ルール」

～平成30年4月より無期転換申込権の発生が本格化～



労働契約法では、有期労働契約が反復更新され通算5年を超えたとき、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約(無期労働契約)に転換できる「無期転換ルール」を定めています。

平成30年4月には、無期転換申込権の発生が本格化することが予想されます。

有期労働契約から無期労働契約への転換の円滑な実施をお願いします。

愛知労働局「無期転換ルール特別相談窓口」052-219-5509

36(サブロク)協定のない残業は法違反です!!

36(サブロク)協定を所轄労働基準監督署に届けないまま残業をさせることはできません。詳しくは最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

